

夢を実現する第一歩のために

2020年4月 特別号

# ミツヒロニュース



## 有事の際の資金調達方法

### ■ 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付

【参考サイト】 [https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid\\_19.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html)

【調達目安】 **国民生活事業 2,000 万円 中小企業事業 5,000 万円～1 億円**

【相談窓口】 **日本政策金融公庫の各支店の窓口**

【ポイント】

- ・旅館業・飲食業向けの別枠融資については生活衛生同業組合が発行する証明書が必要になりますので、その分時間がかかります。
- ・信用保証協会のような保証料の支払いは不要です。
- ・国民生活事業は、1社あたりの平均融資残高 700 万円と、小口融資も気軽に相談可能です。
- ・中小企業事業は、1社あたりの平均融資残高 1 億 2,000 万円と大口融資が専門です。

### ■ 信用保証協会のセーフティネット保証 4 号

【参考サイト】 <https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228001/20200228001.html>

【調達目安】 **月商 1 カ月分～最大 8,000 万円**

【相談窓口】 **まずは銀行・信用金庫の担当者へ**

【ポイント】

- ・別枠の、しかも 100%保証のため、金融機関のリスクゼロの借りやすい制度です。
- ・市区町村の認定書が必要ですので、その分時間がかかります。
- ・日本政策金融公庫のセーフティネット貸付と同じタイミングで申し込むことも可能です。
- ・メガバンクの行員は慣れていない方が少ないため、地方銀行か信用金庫にご相談を。
- ・公庫のセーフティネット貸付に比べると、市区町村・保証協会・銀行（信金）の 3 者が絡むため時間がかかります。早めのご相談を。

### ■ 当座貸越の空き枠・契約更新時期の確認と未利用枠の利用

【調達目安】 **当座貸越の未利用額**

【相談窓口】 **銀行・信用金庫の御社担当者**

【ポイント】

- ・未利用枠がある場合には、全ての空き枠を利用して資金を余計に持っておかれることをお勧めします。
- ・不良債権増加のリスクを極端に恐れる支店長や担当者もおり、いざ利用しようという時に「御社ならまだまだ大丈夫ですよ」「これを利用してしまつと次は無いですよ」などとネガティブな発言で利用を控えさせようとする人もいますので要注意です。
- ・未利用枠があるまま当座貸越契約更新の時期を迎えた場合、現在の利用額まで枠を減らすことを要求してくる銀行員もゼロではありません。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

## ■ 定期預金（社長個人も含む）の解約依頼

【調達目安】 **定期預金の預け額**

【相談窓口】 **銀行・信用金庫の御社担当者**

【ポイント】

- ・融資を受けていない金融機関の定期預金は、今後の窓口の混雑状況が見えないため、いったん解約を依頼して当座預金・普通預金にしておきます。
- ・融資を受けている金融機関で定期預金を解約しようとする「そんなことされると今後貸せなくなりますよ」などと脅す銀行員もいますが、国を挙げての緊急事態の際にそのような断り文句は言いづらいものです。
- ・本当に資金が枯渇した状態（不良債権になる可能性が高い状態）ではなかなか応じてくれませんが、まだ手元資金に余裕があるうちであれば応じてくれる可能性はあります。

## ■ 生命保険の契約者貸付制度の利用できる額と利用方法を確認

【参考サイト】 <https://www.cci-nenkin.jp/seimeihoken/>

【調達目安】 **生命保険の解約返戻金の70%~90%**

【相談窓口】 **保険代理店・保険会社**

【ポイント】

- ・解約返戻金のある生命保険ですと、解約返戻金の70%~90%の借入れが可能です。
- ・生命保険を解約して現金化すると死亡保障がなくなるのと、年齢・健康状態によっては再加入できないことも。また、利益が出ることもあり法人税の負担が増えることも。
- ・自分で積み立てたお金の範囲内で借りるため審査も不要で、申し込みから3営業日以内に着金されることが通常です。
- ・金利は3%~6%と銀行融資よりは高いですが、一時的に資金が必要になった時のスポット資金としては非常に便利です。
- ・借りたお金は生命保険の契約期間内であればいつでも返済可能。
- ・もしもの時の安心材料として、保険代理店もしくは保険会社に、現時点で利用できる契約者貸付の利用額と利用方法を是非ご確認ください。

## ■ 倒産防止共済（経営セーフティ共済）の一時貸付制度

【参考サイト】 <https://www.smrj.go.jp/kyosai/kyosai/about/loan/index.html>

【調達目安】 **解約手当金の95%**

【相談窓口】 **中小企業基盤整備機構**

【ポイント】

- ・返済期間1年の期限一括返済のため、スポット的な利用を検討
- ・解約してしまうと、取引先が倒産した際の借入制度（掛けの10倍・上限8,000万円）が利用できなくなり、また利益が計上されて法人税の負担が増えることも。
- ・解約して現金化する前にいったん一時貸付を利用して資金調達し、返済できないときや、赤字の穴埋めの利益が必要な際にはじめて解約する流れがお勧めです。

## ■ 雇用調整助成金

【参考サイト】 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09852.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09852.html)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

【調達目安】 **休業手当（平均賃金の60%以上）の2/3（66%）**

【相談窓口】 **お近くのハローワーク・都道府県労働局**

<https://www.mhlw.go.jp/content/000597459.pdf>

【ポイント】

- ・売上減少に伴う減産や、サプライチェーンの寸断に伴う生産停止などに伴い、社員を休業させる場合に検討できます。
- ・本来は事前に休業計画届の提出が必要ですが、今回は特例で事後提出も認められています。
- ・助成金ですので、事前の資金調達ではなく、事後の資金調達になります。

# 新型コロナウイルス対応の支援策

新型コロナウイルスの影響で世界経済は大きな危機に直面しています。国内においても特に中小企業においては売上が激減し、資金繰りの悪化など苦境に立たされている企業が少なくありません。今回の危機は、先行きが全く読めないだけに企業としても抜本的な対策を打つことができず、この混乱が収束するまでひたすら耐えるしかない体力勝負を強いられている状況ともいえます。政府はこの状況に対して様々な支援策を打ち出しています。今回は、政府の支援策をいくつかご紹介します。

## 1. 雇用調整助成金

例えば売上が急激に減少すると人件費などの固定費負担がまかなえなくなり、日々の資金繰りが苦しくなります。短期的な問題であれば売上の回復を待つことができますし、逆に長期的な問題であれば人員削減などの対策が考えられます。

しかし、今回のように予測が立てられない事態では一時的に休業し、休業手当を支給して雇用を確保して経営破綻を避けながら新型コロナの収束を待つ選択肢も有効です。

雇用調整助成金は、このような選択をした事業者に対して、休業手当の2/3(大企業は1/2、8,330円/人日が限度)を支給するものです。

具体的な要件、手続きについては[厚生労働省 HP](#)をご覧ください。

## 2. セーフティネット保証・貸付

経営の安定に支障が生じている中小企業に別枠の保証をするセーフティネット保証の地域を限定して指定する4号の対象地域が全都道府県に拡大されています。

さらに業種を限定して指定する5号の対象業種も今月に入って追加指定を繰り返し、508業種が対象となっています。また、一時的に業績が悪化した中小企業の経営基盤強化のための融資制度であるセーフティネット貸付についても要件を緩和して支援対象企業を拡大しています。

また、特にコロナウイルスの直撃を受けている旅館業、飲食業に対しては日本政策金融公庫から衛生環境激変対策特別貸付を受けることができます。

詳細は[経済産業省特設 HP](#)をご参照ください。

## 3. その他



その他、下請支援、テレワーク導入支援など、次々に支援策が打ち出されています。

上記経済産業省 HP などは現在頻繁に更新されています。最新情報を得て、打てる手を打ち、少しでも業績悪化のリカバリーを図って、コロナウイルス収束後に備えたいものです。

以上、ご紹介した制度以外にも新型コロナウイルス感染症に関する制度がありますので、次頁の情報一覧を参考にしてください。

※事業者向けの支援対策については、経済産業省のHPに詳しく掲載されています。

[経済産業省](#) [新型コロナウイルス感染症関連](#) で検索、確認してください。

# 情報一覽

## ◆ 首相官邸

▶ 新型コロナウイルスお役立ち情報

## ◆ 内閣官房

▶ 新型コロナウイルス感染症対策

## ◆ 厚生労働省

▶ 新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）

▶ 新型コロナウイルス感染症について

▶ 新型コロナウイルス感染症に関するQ & A

▶ 新型コロナウイルス感染症に関する企業（労務）の方向けQ & A

▶ 新型コロナウイルスに関するQ & A（関連業種の方向け）

▶ 新型コロナウイルス感染症に関する労働者の方向けQ & A

▶ 自治体・医療機関向けの情報一覽（新型コロナウイルス感染症）

▶ 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みについて

▶ 新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター（都道府県別）

▶ 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設します

▶ 新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例について

▶ テレワークコース

▶ 職場意識改善特例コース

▶ 雇用調整助成金

▶ 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

## ◆ 経済産業省

▶ 支援パンフレット

▶ 新型コロナウイルス感染症関連

▶ 新型コロナウイルス感染症検討自動車協議会を立ち上げます

▶ 新型コロナウイルス感染症に対応した企業による無償等支援に関する情報を標準データ化し、公開します

## ◆ 中小企業庁

▶ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策情報

## ◆ 金融庁

▶ 新型コロナウイルス感染症関連情報

## ◆ JETRO

▶ 特集 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

## ◆ 協会けんぽ

▶ 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

## ◆ 日本年金機構

▶ 【事業主の皆様へ】 新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難となった場合の猶予制度について

## ◆ 都道府県

▶ 広島県 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者等のみなさまへ



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

